

京都市男女共同参画センター ウィングス京都 指定管理者選定について

1 概要

京都市男女共同参画センター ウィングス京都では、公募により選定された指定管理者が、施設の管理・運営及び男女共同参画推進に係る事業の実施を行っている。

現在の指定管理期間が平成30年度で終了することから、平成31年4月1日からの次期指定管理者について、公募のうえ、指定管理者選定委員会における調査、審議の結果を踏まえ、選定する。

2 現在の指定管理者

公益財団法人京都市男女共同参画推進協会

3 今後のスケジュール（予定）

平成30年 7月	第1回指定管理者選定委員会（選定方法・募集要項の決定）
平成30年 8月	指定管理者の募集
平成30年 9月	第2回選定委員会（プレゼンテーション・評価・選定）
平成30年11月市会	指定管理者の指定に関する議案提案
平成31年2月市会	指定管理料に係る予算案提案
平成31年 4月	指定管理期間スタート（利用料金制 [※] の導入）

※ 利用料金制：公の施設の指定管理者に当該公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として収受させる制度。

<男女共同参画センター概要>

指定管理料	180,000千円 (参考：平成29年度使用料収入 69,004千円)
施設稼働率	86.8% (全室平均, 平成29年度)